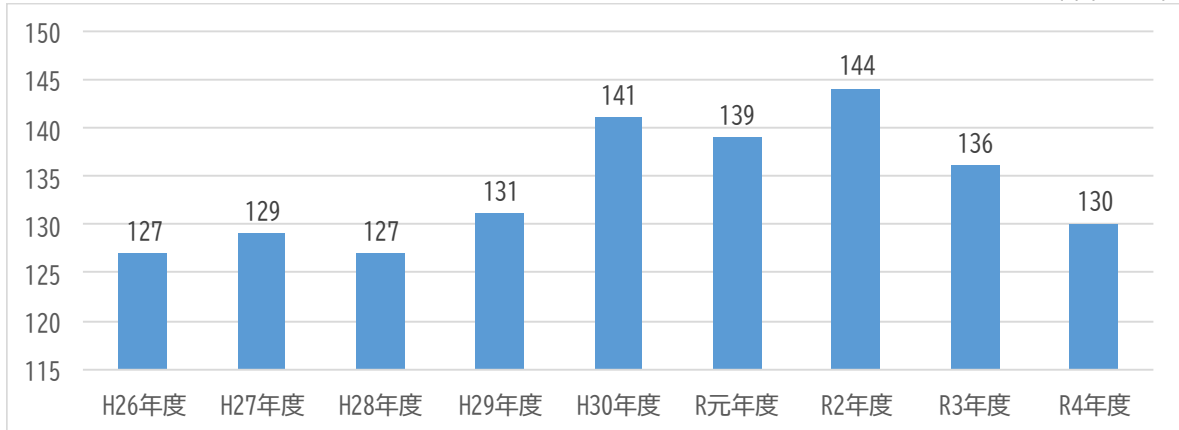


中野区における障害児支援の現状と課題

1 障害者手帳所持者（18歳未満）の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

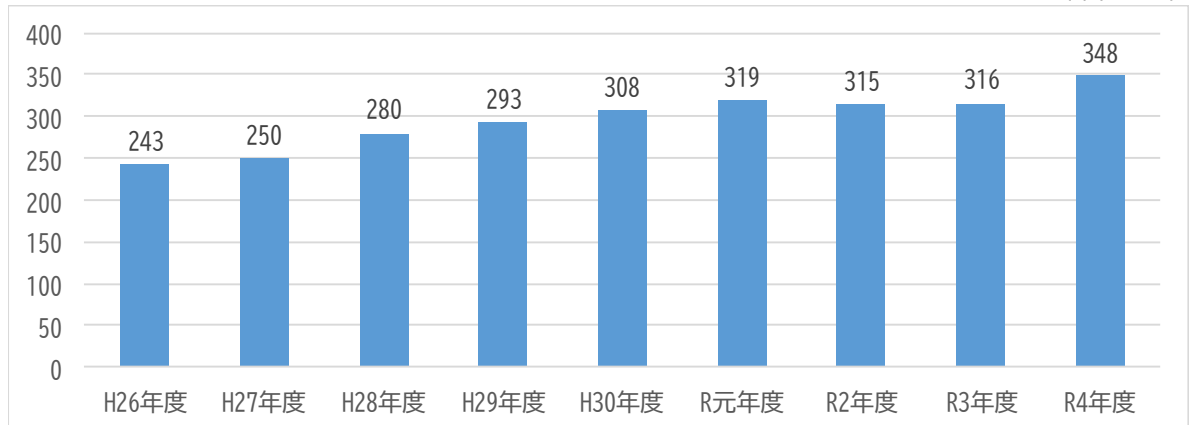
(単位：人)



身体障害者手帳所持者数は、平成28年度以降増加が続いていましたが、令和2年度からは減少に転じています。

(2) 愛の手帳所持者数（18歳未満）の推移

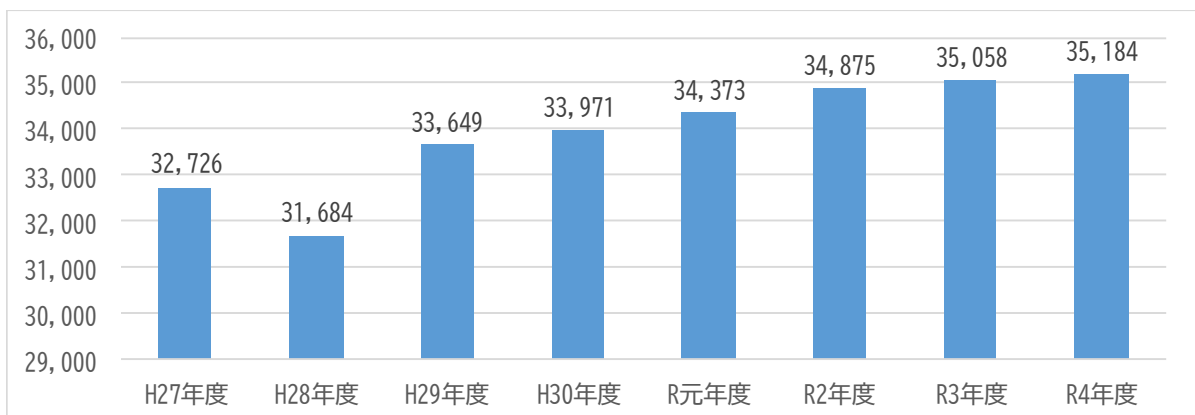
(単位：人)



愛の手帳所持者数は、概ね増加傾向が続いています。

【参考】区内人口（18歳未満）の推移

(単位：人)

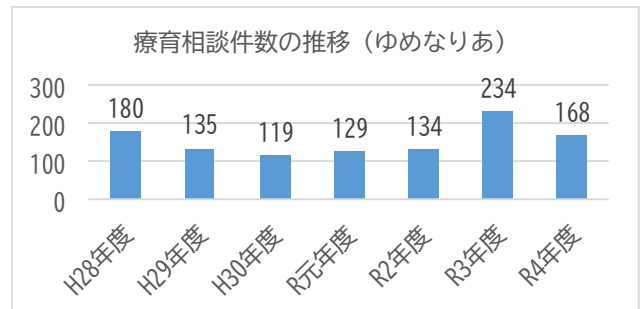
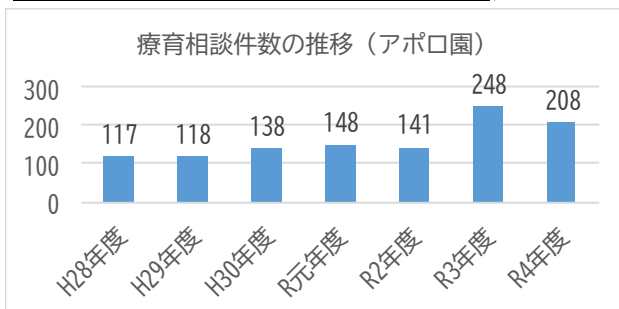


2 子どもの障害や発達の課題についての相談

(1) 療育センターにおける療育相談

区では、区立療育センター（アポロ園、ゆめなりあ）において、障害や発達に課題のある子どもについて、児童福祉法に基づく障害児サービス（障害児通所支援）が必要であるかの判定を行う「療育相談」を行っています。児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスは、身体障害者手帳や愛の手帳の所持を要件としていないため、手帳を持たない子どもも多く利用しています。

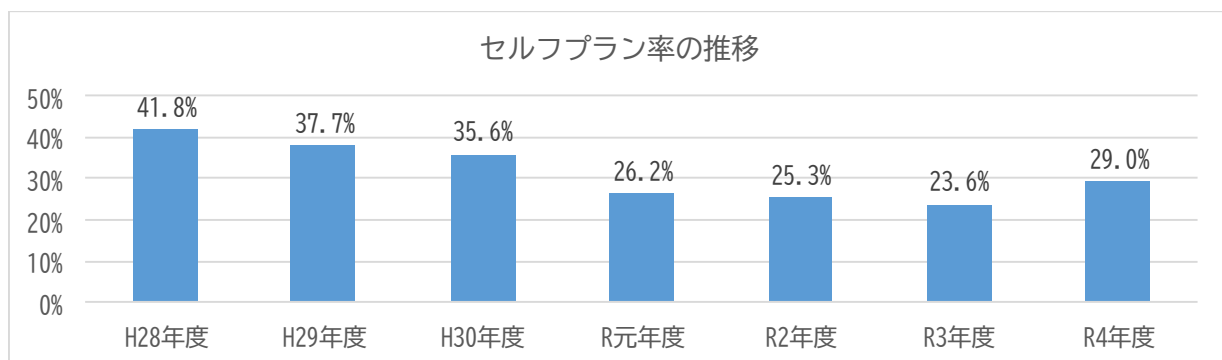
療育相談の件数は、令和3年度に、療育センターにおいて「保育所等訪問支援」を開始したため急増しました。このため、希望者が実際に療育相談を受けられるまでに待機を迫られる状況が発生しており、相談体制の充実が必要です。



(2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援

障害児通所支援を利用するためには、児童福祉法に基づく障害児支援計画の作成が義務づけられています。この計画は指定障害児相談支援事業所において策定するものですが、事業者が見つからない等により保護者が策定することもあります（セルフプランと言います）。セルフプランによって計画を作成する保護者の割合は、令和3年度まで減少傾向にありましたが、4年度に増加に転じました。

区内相談支援事業所は増加傾向にあり、また、区では、事業所に対して、計画作成件数に応じた財政的支援を行うなどの施策を講じていますが、このセルフプランの割合を減少させることが、大きな課題となっています。

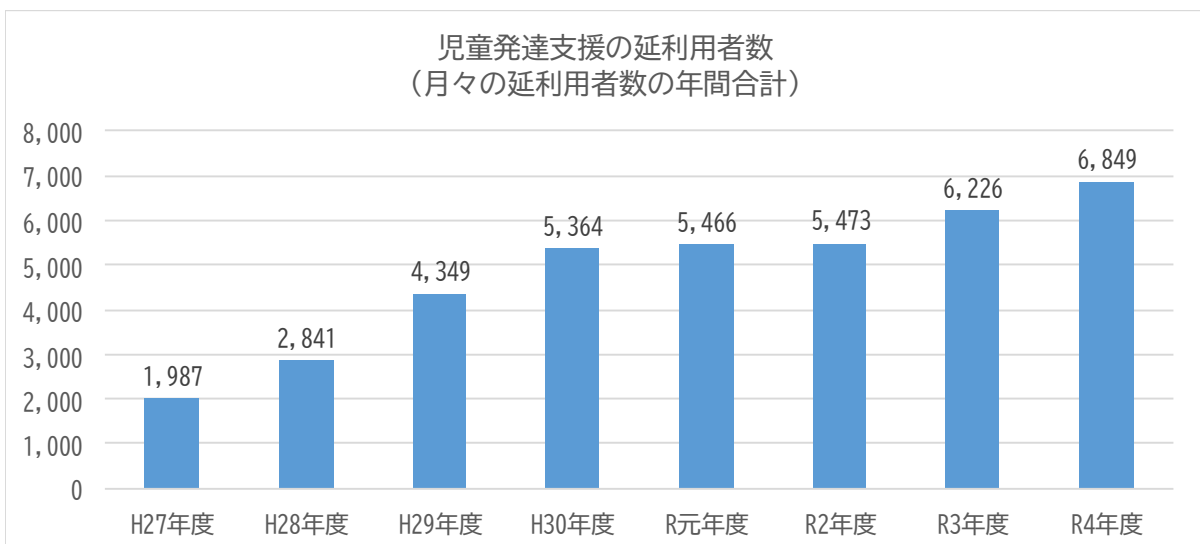
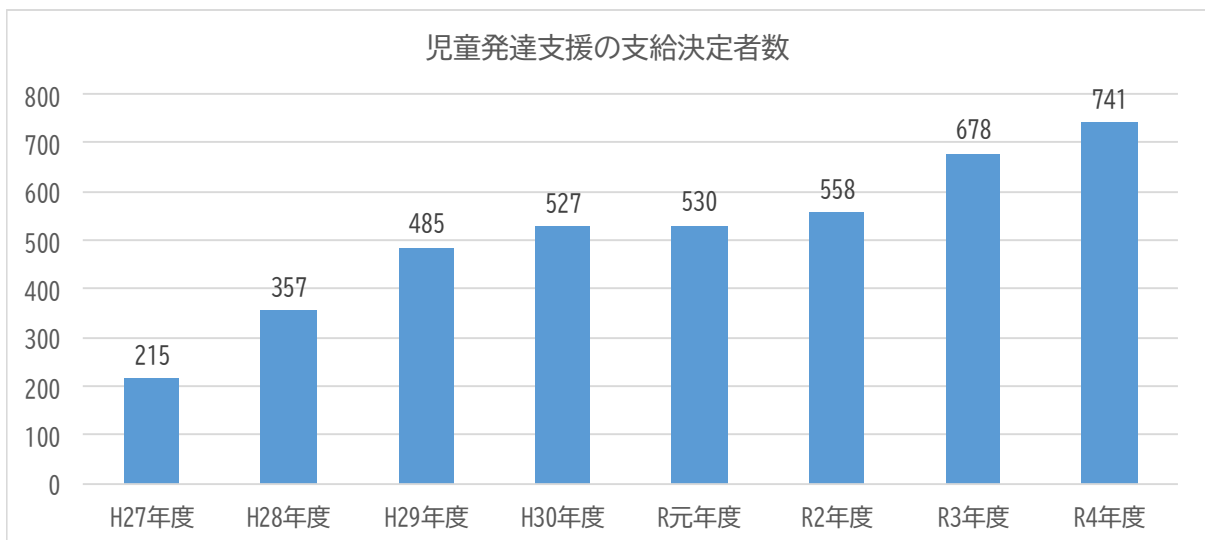


| 【障害児支援利用計画の作成】 | | | | | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
| 支給決定者数 | 615 | 814 | 936 | 1,016 | 1,002 | 1,125 | 1,281 |
| 計画作成者数 | 358 | 507 | 603 | 750 | 748 | 860 | 909 |
| セルフプラン | 257 | 307 | 333 | 266 | 254 | 265 | 372 |
| セルフプラン率 | 41.8% | 37.7% | 35.6% | 26.2% | 25.3% | 23.6% | 29.0% |
| 指定障害児 相談支援事業所数 | 5 | 7 | 8 | 9 | 11 | 13 | 16 |

3 障害児通所支援サービスの提供体制等

(1) 児童発達支援について

児童発達支援の支給決定者数は増加傾向を続けています。延利用者数を見ると、令和元年度から令和2年度にかけては新型コロナウイルス感染症のまん延により横ばいとなりましたが、令和3年度以降、再び増加しています。区内において事業所の新規開設も続いています。まだまだ十分であるとは言えない状況であり、事業所誘導に向けた工夫が必要です。また、区では、事業所のサービスの質の向上を目的として福祉サービス第三者評価受審経費の補助を行っていますが、今後も受審勧奨を継続するとともに、適正な運営が行われるよう事業所への指導検査を進める必要があります。



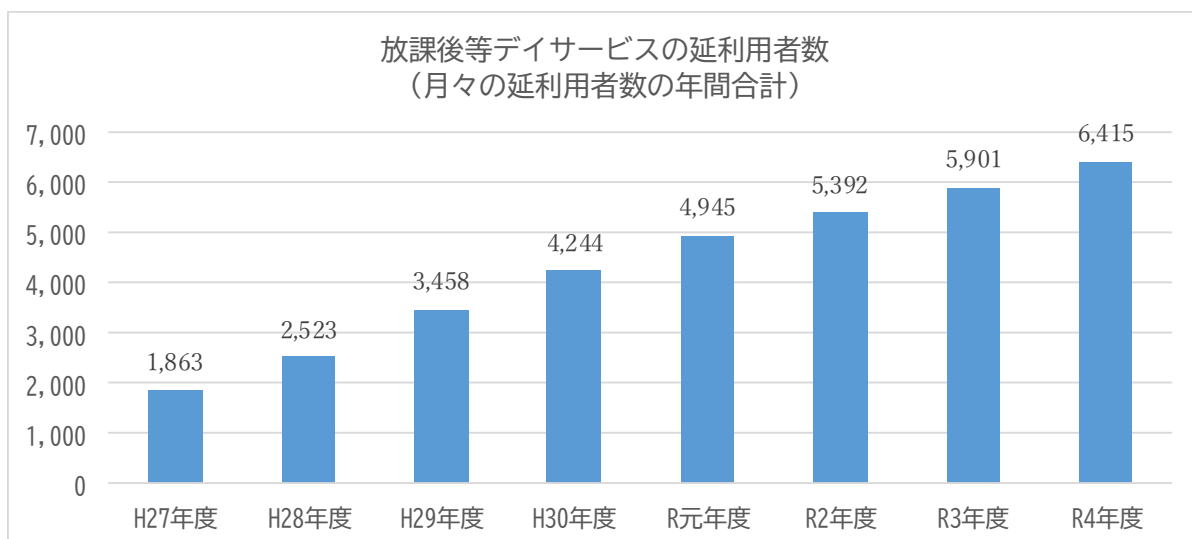
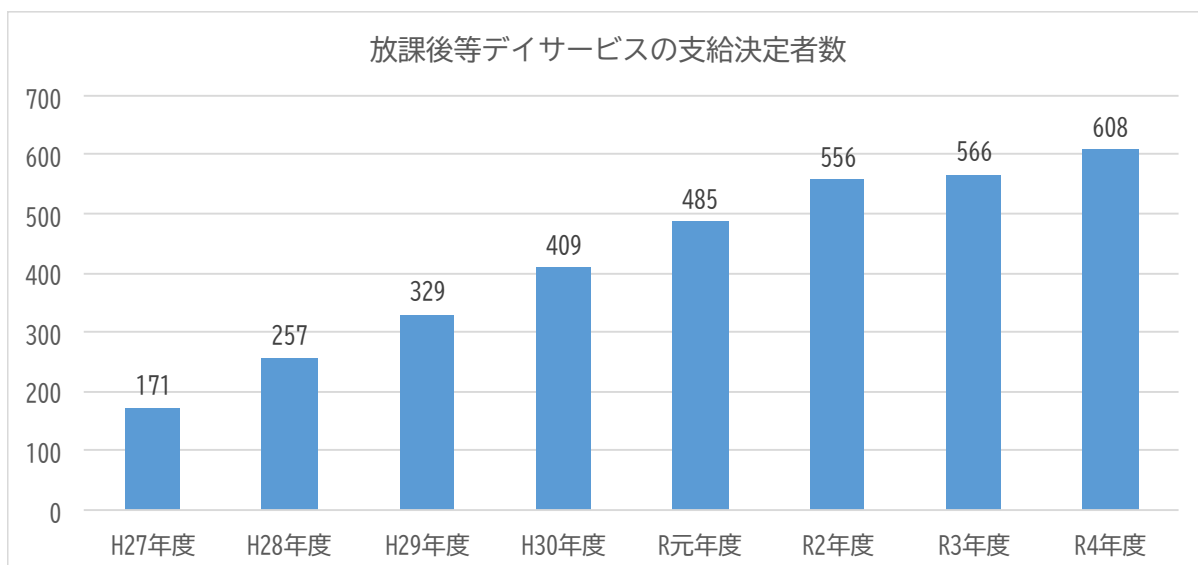
【区内の児童発達支援事業所数】

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 事業所数 | 5 | 8 | 9 | 10 | 12 | 12 | 13 | 17 |

(2) 放課後等デイサービスについて

放課後等デイサービスの支給決定者数も増加傾向にあります。放課後等デイサービスについては、令和2年度から令和3年度にかけて支給決定者数は横ばいとなりましたが、区内事業所の開設が進んだことにより、延利用者数は増加しています。しかし、保護者からは、サービスの利用をしたいけれども受け入れてくれる事業所が無いといった声があがることもあり、需用に対して十分に答えられているとは言えない状況です。このため児童発達支援と同様、事業所の誘導に向けた工夫が必要と考えられます。また、保護者に対しても、区内事業所の周知に関する工夫が求められています。

事業所のサービスの質の向上については、第三者評価受審の勧奨を継続するとともに、計画的に指導検査に取り組む必要があります。



【区内の放課後等デイサービス事業所数】

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 事業所数 | 14 | 17 | 18 | 19 | 21 | 20 | 24 | 28 |

【参考】令和4年度 指定障害児通所支援事業者指導検査実施状況

区では、令和4年度から、障害児通所支援事業所の適切な運営のため、児童福祉法に基づいて障害児通所支援サービスを提供している事業者に対して、計画的に指導検査を実施しています。

1 実地指導

事業所を訪問し、関係書類を閲覧するとともに管理者等と面談し、指導検査を行っています。

- ① 事業所数 6事業所
- ② 対象事業数

| 事業種別 | 実施箇所数 |
|------------|-------|
| 児童発達支援 | 3箇所 |
| 放課後等デイサービス | 5箇所 |

※1事業所において複数の事業を運営している場合を含みます。

- ③ 指摘事項の内容

| 指導事項 | 件数 |
|---|-----|
| 人員に関する基準を満たしていない | 2 |
| 重要事項説明書等の記載内容が不十分である | 2 |
| 個別支援計画の作成手順に不備がある、またはアセスメントやモニタリングの記録等が不十分である | 7 |
| 運営規程の記載事項が不十分である | 1 |
| ハラスメント防止の手続きが不十分である | 1 |
| 利用定員が遵守されていない | 2 |
| 運営規程等の掲示物が不十分である | 3 |
| 身体拘束等の適正化のための必要な体制が整備されていない | 4 |
| 虐待防止のための必要な体制が整備されていない | 3 |
| 事故発生時の対応が不十分である | 3 |
| 苦情に対する窓口の設置等がされていない | 1 |
| 加算・減算の算定が不適切である | 9 |
| 合計 | 38件 |

2 集団指導

障害児通所支援事業所の管理者等を会場に招集し、講習会形式で実施します。

| | 実施日 | 参加事業所数 |
|-----|-----------|--------|
| 第1回 | 令和4年6月30日 | 28箇所 |
| 第2回 | 令和5年3月1日 | 31箇所 |

(3) 保育所等訪問支援について

区では、令和3年度から、療育センター（アポロ園、ゆめなりあ）で児童福祉法に基づく保育所等訪問支援を行っています。保育所等訪問支援は、保護者の依頼に基づいて障害や発達に課題のある子どもが通っている保育所や幼稚園等を療育センター職員が訪問し、保育所等と連携して子どもの成長、発達を支援しています。現在は、就学前の子どものみを対象に実施していますが、この事業は、制度のうえでは、就学後の子どもが通う小学校や特別支援学校等を訪問して支援できるものでもあり、訪問先の拡大が課題となっています。また、民間の事業所による実施を促進する必要もあります。

① 令和3年度療育センターアポロ園の訪問実績

| 訪問先 | 園数 (園) | 回数 (回) | 対象児 (人) | 0歳児 (人) | 1歳児 (人) | 2歳児 (人) | 3歳児 (人) | 4歳児 (人) | 5歳児 (人) |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 区立保育園 | 6 | 59 | 134 | 4 | 0 | 4 | 23 | 53 | 50 |
| 私立保育園 | 47 | 190 | 341 | 1 | 11 | 57 | 91 | 96 | 85 |
| 区立幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 私立幼稚園 | 12 | 58 | 152 | 0 | 0 | 0 | 56 | 35 | 61 |
| 乳児院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認定こども園 | 4 | 46 | 109 | 0 | 0 | 4 | 18 | 42 | 45 |
| 他区公立保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他区私立保育園 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 他区私立幼稚園 | 6 | 25 | 44 | 0 | 0 | 0 | 7 | 14 | 23 |
| 合計 | 76 | 380 | 782 | 5 | 11 | 65 | 195 | 240 | 266 |

② 令和3年度療育センターゆめなりあの訪問実績

| 訪問先 | 園数 | 回数 | 対象児 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区立保育園 | 5 | 33 | 71 | 0 | 0 | 9 | 13 | 21 | 28 |
| 私立保育園 | 47 | 167 | 277 | 5 | 14 | 33 | 72 | 71 | 82 |
| 区立幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 私立幼稚園 | 10 | 35 | 85 | 0 | 0 | 0 | 26 | 23 | 36 |
| 乳児院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認定こども園 | 3 | 21 | 43 | 0 | 0 | 5 | 10 | 9 | 19 |
| 他区公立保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他区私立保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他区私立幼稚園 | 10 | 7 | 11 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 9 |
| 合計 | 75 | 263 | 487 | 5 | 14 | 47 | 123 | 124 | 174 |

4 障害や発達課題のある子どもの保護者等への支援

(1)ペアレントメンターによる保護者支援について

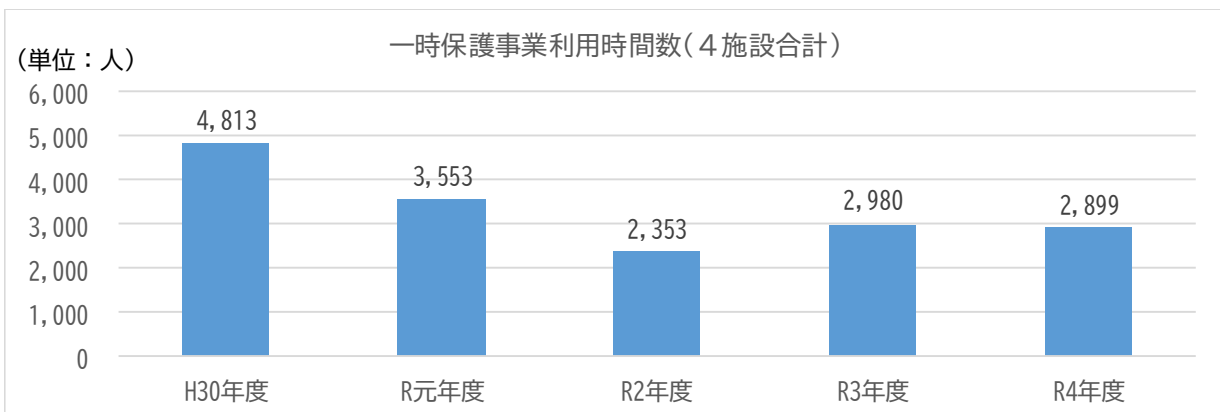
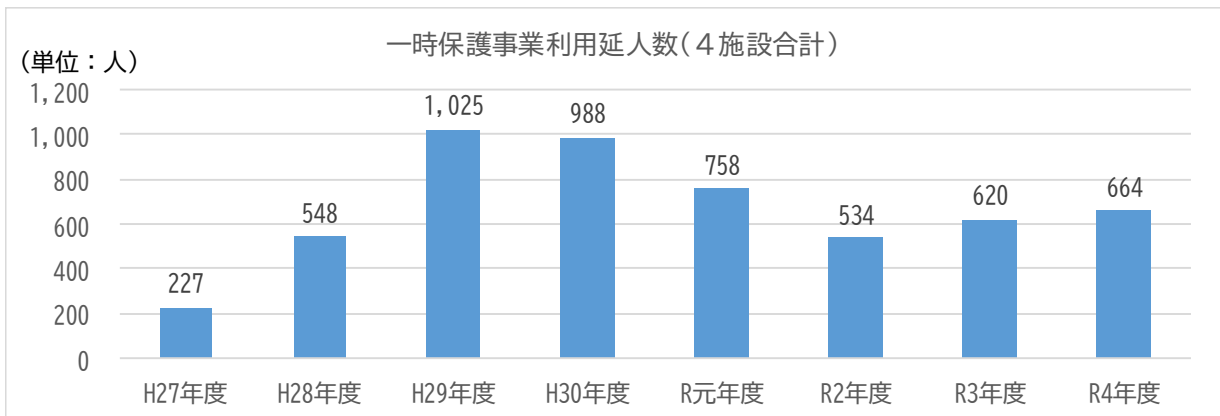
保護者や家族が地域で孤立することがないように、保護者同士がつながることができる機会の提供やペアレントメンターの養成・活用等の取組を進める必要があります。このため、区では、放課後デイサービスセンターみずいろの指定管理の事業として、ペアレントメンター養成事業を行っています。

ペアレントメンター活動は、専門家とは違った立場で同じ親としての共感、理解、情報提供等を行うもので、茶話会、グループ相談、個別相談を実施するほか講座やシンポジウムを行っており、引き続き取り組んでいく必要があります。

| 令和4年度の実績 | 実施回数 | 参加者数 |
|-------------|------|-------|
| 区民向けシンポジウム | 1回 | 46人 |
| 講座、相談会、茶話会等 | 52回 | 延393人 |

(2)保護者が介護困難となった場合の一時保護について

障害や発達課題のある子どもの保護者が、疾病等により子どもを介護することが困難となった場合のため、区立障害児通所支援施設（療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、子ども発達センターたんぽぽ、放課後デイサービスセンターみずいろ）で日中、一時的に保護を行っています。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延によって利用人数が減少していますが、保護者が、緊急時に安心して子どもを預けられるよう、引き続き、体制の整備が必要です。



5 重症心身障害児や医療的ケア児とその家族への支援

医療の高度化によって、かつては救われなかった命の永らえられる環境が整いつつあるなか、重症心身障害児や医療的ケア児のように日常的に医療行為を必要とする子どもを支援するための体制整備の必要性は高まる一方です。このため、国は令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）を制定し、医療的ケア児等への支援が、国及び地方公共団体の責務であることを明確に規定しています。

(1) 医療的ケア児等の協議の場の設置や医療的ケア児コーディネーターの連携の場の確保について

区では、国の基本指針に基づき、第2期障害児福祉計画（令和3年度～5年度）において、成果目標として「重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置」を定めました。

これに基づき令和4年度に検討を進め、医療的ケア児等の課題抽出や関係機関の連携支援体制のあり方の協議等を行う「中野区医療的ケア児等支援地域協議会」を設置し、令和5年度からの開催に向け取り組んでいます。また、東京都医療的ケア児コーディネーター研修修了者を中心として、医療的ケア児の支援を行っている関係者が相談援助技術を向上させるための情報共有等の場として「中野区医療的ケア児等支援情報連絡会」を開催しています。

（令和5年1月30日に第1回開催。対象者13名中9名が参加。）

(2) 重症心身障害児や医療的ケア児のための通所施設等の基盤整備について

重症心身障害児や医療的ケア児等を受け入れる障害児通所支援事業所では、その障害の特性にあった設備等が必要となり、開設にあたっては大きな財政的負担が必要となります。運営においても、看護師等を複数名配置する必要があり、また、通所者の送迎を行うなどの体制が求められます。このため、新規事業所の開設が進まず、重症心身障害児や医療的ケア児の保護者等が、子どもの通所先の確保に苦慮する状況があります。

区内では、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備などが必要です。

【中野区立子ども発達センターたんぽぽ】

| | |
|-------|---|
| 開設年月日 | 平成26年10月1日 |
| 運営法人 | 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会 |
| 所在地 | 中野区丸山1丁目17番2号 |
| 実施事業 | 児童発達支援（定員5人）、放課後等デイサービス（定員10人） 居宅訪問型児童発達支援、一時保護事業（中野区単独事業） |

【おでんくらぶ】

| | |
|-------|-------------------------------|
| 開設年月日 | 平成27年8月1日 |
| 運営法人 | 特定非営利活動法人なかのドリーム |
| 所在地 | 中野区本町6丁目36番5号 シーアイマンション新中野102 |
| 実施事業 | 児童発達支援及び放課後等デイサービス（多機能型、定員5人） |